

千代田区で活用できるマンション関連支援制度

令和8年8月1日

■マンション関連支援制度の一覧	・・・・・・・・	1 ～ 3
■マンション関連支援制度の概要	・・・・・・・・	4 ～ 24



■マンション関連支援制度の一覧	対象			実施主体				頁
	分譲マンション の管理組合	賃貸マンション の所有者等	その他	千代田区	まちみらい 千代田	東京都	その他	
長期修繕計画								
(1)マンション総合相談窓口	○	○	○		○			4
(2)マンション劣化診断調査費助成制度	○	○			○			4
(3)マンション管理アドバイザー制度	○	○	○				○ ※1	5
大規模修繕工事								
(1)マンション総合相談窓口（再掲）	○	○	○		○			4
(3)マンション管理アドバイザー制度（再掲）	○	○	○				○ ※1	5
(4)分譲マンション共用部修繕工事債務保証料助成	○				○			5
(5)マンション改良工事助成	○					○		6
(6)マンション建替え・改修アドバイザー制度	○	○	○				○ ※1	6
(7)まちづくりアドバイザー派遣	○		○		○			7
(8)マンション再生方針検討助成	○				○			7
(9)マンション再生計画検討助成	○				○			7
建替え								
(1)マンション総合相談窓口（再掲）	○	○	○		○			4
(6)マンション建替え・改修アドバイザー制度(再掲)	○	○	○				○ ※1	6
(7)まちづくりアドバイザー派遣（再掲）	○		○		○			7
(8)マンション再生方針検討助成（再掲）	○				○			7
(9)マンション再生計画検討助成（再掲）	○				○			7
(10)再開発・共同建築等推進組織に対する助成			○		○			8
(11)マンション建替えに伴う都営住宅（仮住居）の提供			○			○		8
(12)都心共同住宅供給事業			○	○				8
(13)建築物共同化住宅整備促進事業			○	○				9
(14)優良建築物等整備事業	○		○	○				9
(15)耐震性不足マンション等建替促進助成事業	○	○	○	○				10

■マンション関連支援制度の一覧	対象			実施主体				頁
	分譲マンション の管理組合	賃貸マンション の所有者等	その他	千代田区	まちみらい 千代田	東京都	その他	
耐震改修								
(1)マンション総合相談窓口（再掲）	○	○	○		○			4
(2)マンション劣化診断調査費助成（再掲）	○	○			○			4
(7)まちづくりアドバイザー派遣（再掲）	○		○		○			7
(8)マンション再生方針検討助成（再掲）	○				○			7
(9)マンション再生計画検討助成（再掲）	○				○			7
(16)マンションアドバイザー派遣	○	○		○				10
(17)マンション耐震診断助成	○	○		○				10
(18)マンション補強設計助成	○	○		○				11
(19)マンション耐震改修等助成	○	○		○				11
(20)特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成	○	○		○				12
(21)分譲マンションの耐震化促進モデル助成	○			○				12
防犯・防災対策								
(1)マンション総合相談窓口（再掲）	○	○	○		○			4
(22)マンション防災計画等の策定支援 【マンション防災アドバイザー派遣】	○	○			○			12
(23)エレベーター非常用備蓄キャビネット配付	○				○			13
(24)マンションの災害用資器材等購入費助成	○	○	○		○			13
(25)マンションAED設置	○				○			14
(26)マンション安全・安心整備助成	○				○			14



■マンション関連支援制度の一覧	対象			実施主体				頁
	分譲マンション の管理組合	賃貸マンション の所有者等	その他	千代田区	まちみらい 千代田	東京都	その他	
その他の制度								
(27)マンション管理組合顧問派遣	○		○		○			15
(28)マンションのコミュニティ活性化事業助成	○				○			15
(29)マンションの総会等会場費助成	○				○			16
(30)高齢者福祉住環境整備			○	○				17
(31)ヒートアイランド対策助成	○	○	○	○				17
(32)省エネルギー改修等助成	○	○	○	○				18
(33)クリーンエネルギー自動車充電設備等導入費助成	○		○	○				18
(34)充電設備導入促進事業	○	○	○				○ ※2	19
(35)アスベスト含有調査助成	○	○	○	○				20
(36)アスベスト除去工事の助成	○	○	○	○				20
(37)-1、(37)-2			○				○	21
まちづくり融資(短期事業・高齢者向け)(建替え)							※3	22
(38)マンション共用部分リフォーム融資(大規模修繕)	○						○ ※3	23

※1 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

※2 公益財団法人 東京都環境公社

※3 独立行政法人 住宅金融支援機構

【重要】契約前の事前申請が必要です

千代田区等の助成制度は、原則として「助成申請」を行い、「内定通知」を受け取ってから業者と契約する流れとなります。通知を受ける前に契約・着工された場合は、助成の対象外となりますのでご注意ください。例外的なケースもありますので、申請を検討されている方は、必ず事前に担当課までご相談ください。

■マンション関連支援制度の概要

(1) マンション総合相談窓口（公益財団法人まちみらい千代田）

対 象	・ マンション関係者
内 容	・ 管理組合運営等、マンションに関する各種相談 ・ マンション防災計画や各種助成制度の紹介
相 談 料	・ 無料
連 絡 先	・ 住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(2) マンション劣化診断調査費助成（公益財団法人まちみらい千代田）

助 成 対 象	・ 分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者
助 成 額	・ 調査に要する費用（消費税を除く）の2/3、上限 50 万円（10 年に 1 回） ※管理計画認定制度の認定を受けているマンションは「上記上限 70 万円」 ・ 調査のほか、国土交通省の長期修繕計画ガイドライン・長期修繕計画標準様式に基づき長期修繕計画を作成した場合は上限 80 万円 ※管理計画認定制度の認定を受けているマンションは「上記上限 100 万円」 ・ 本助成制度を活用して調査を実施した翌年度（まちみらい千代田の会計年度）に限り、その結果に基づき、長期修繕計画の作成または、見直し、変更を行った場合は、費用（消費税を除く）の2/3、上限 30 万円 ・ 建物の簡易耐震診断調査を行う際には、対象費用（消費税を除く）の2/3、上限 20 万円（1 管理組合 1 回のみ）
対 象 物 件	・ 建築基準法その他関係法令に適合していること ・ 現に住宅として使用されていること ・ 建築後 8 年以上経過していること ・ 簡易耐震診断については、分譲マンションのみが対象
対 象 項 目	・ 建物の防水、壁面、鉄部、電気設備、給排水設備等に関する調査委託経費及び長期修繕計画作成経費、簡易耐震診断に係る費用
連 絡 先	・ 住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223



(3) <有料>マンション管理アドバイザー制度((公財)東京都防災・建築まちづくりセンター)

派遣対象	・分譲マンションの管理組合、区分所有者の任意団体、区分所有者、賃貸マンション所有者
派遣料	Aコース(講座編):16,500円 (相談編):25,300円 ※消費税込み
対象物件	・東京都内の分譲マンション、賃貸マンション
対象項目	・専門家を派遣し、以下の説明を行う。 ・Aコース:テキスト(別途有料)に基づき基本的なことのアドバイスを行う (マンションの管理、長期修繕計画、管理委託、計画修繕工事、滞納管理費・修繕積立金督促、管理組合の設立等) ・Bコース:個別具体的な相談内容について、事前に資料等の提供をうけた上で適切なアドバイスを行う(管理組合の設立・運営、管理組合の財務、管理委託、修繕計画作成や修繕積立金等の設定、建物・設備等の劣化診断等及び修繕工事の相談、維持管理等) ・Cコース:管理不全となっているマンションの改善・取組支援を行う
連絡先	・まちづくり推進課 電話 03-5989-1453

(4)分譲マンション共用部修繕工事債務保証料助成(公益財団法人まちみらい千代田)

助成対象	・分譲マンションの管理組合
助成額	・債務保証料もしくは100万円のどちらか低い額
対象物件	・住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォーム融資」を受け、(公財)マンション管理センター又は(一財)住宅改良開発公社に債務保証を委託した管理組合
対象項目	・マンションの共用部分工事
連絡先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223



(5) マンション改良工事助成（東京都）

助 成 対 象	・分譲マンションの管理組合
助 成 額	・利子補給額は、（独）住宅金融支援機構の金利が1%（1%未満の場合は、当該金利）低利になるように都が利子補給 ・対象額は、①（独）住宅金融支援機構から融資を受けるリフォーム融資の予約金額、②融資対象工事費、③工事費－補助金、④200万円（耐震改修工事を行う場合は600万円）×住宅戸数のいずれか低い額 ・利子補給期間は、最長20年間
対 象 物 件	・都内に所在する、耐火構造の分譲マンション ・（独）住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォーム融資」を受け、（公財）マンション管理センター又は（一財）住宅改良公社に債務保証を委託した管理組合 ・旧耐震基準マンションについては、耐震診断又は簡易な耐震診断を実施していることなど
募 集 戸 数	・5,000戸（第1期は令和8年9月30日まで受付、第2期は令和9年2月19日まで受付、但し募集戸数に達した時点で締切）
対 象 項 目	・マンションの耐震補強、バリアフリー化、外壁等共用部分の修繕（マンションの共用部分の計画的な改良修繕）
連 絡 先	・（受付）東京都住宅政策本部民間住宅部 マンション課 電話 03-5320-7532 ・（融資）（独）住宅金融支援機構 カスタマーサービス部 まちづくり業務グループ 電話 03-5800-9366 ・（債務保証）（公財）マンション管理センター 電話 03-3222-1518 （一財）住宅改良公社 電話 03-5805-2521

(6) <有料>マンション建替え・改修アドバイザー制度

（（公財）東京都防災・建築まちづくりセンター）

派 遣 対 象	・分譲マンションの管理組合、区分所有者の任意の団体、区分所有者（Aコースのみ）、賃貸マンション所有者
派 遣 料	・Aコース:16,500円、Bコース:25,300円～588,500円（内容による） ※消費税込み
対 象 物 件	・東京都内の分譲マンション、賃貸マンション
対 象 項 目	・専門家を派遣し、以下の説明を行う。 ・Aコース（入門編） 建替えか改修かの検討を進めていくために必要な法律、税制、公的な支援等について説明・アドバイスを行う ・Bコース（検討書作成） 建替えか改修かの比較検討ができるように、マンションの現況や法規制に関する確認を行い、検討書（簡易な平面図や立面図、費用概算表等理解の一助となる資料）を作成して説明を行う
連 絡 先	・まちづくり推進課 電話 03-5989-1453

(7) まちづくりアドバイザー派遣（公益財団法人まちみらい千代田）

派遣対象	・ 既設建物等の保全や活用、共同建築、再開発、マンションの建替え・維持管理等を通して地域の活性化に貢献するまちづくり事業を行うもの
内 容	・ まちづくりに関する相談、情報提供、制度の紹介及び活動に関する助言や支援
派遣料	・ 無料
派遣回数	・ 年度内6回まで（1回2時間以内）
対象項目	・ 千代田区内における自主的かつ継続的なまちづくり活動（既設建物の保全・活用、共同建替え、再開発、マンションの建替え・維持管理等）に対して、専門家を派遣しアドバイスを行う
連絡先	・ 住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(8) マンション再生方針検討助成（公益財団法人まちみらい千代田）

助成対象	・ 概ね築30年を経過した分譲マンションの管理組合等
助成額	・ 調査に要する費用（消費税を除く）の1/2、3年間で助成総額100万円（同一年内、1回払い） ※申請後、助成対象と認定された場合、助成金を概算払いし、事業終了後精算する助成制度です。
助成期間	・ 助成申請から3年間または再生推進決議の議決まで
対象項目	・ 方針検討費用（再生方針の検討プランの作成費、再生の方針を決める上でのコンサルタント等の費用も含む） ・ 勉強会等開催経費（消耗品費、印刷費、通信費、会場費、勉強会講師費用等）。
連絡先	・ 住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(9) マンション再生計画検討助成（公益財団法人まちみらい千代田）

助成対象	・ 概ね築35年を経過した分譲マンションで、再生推進決議が議決されているマンションの管理組合
助成額	・ 調査に要する費用（消費税を除く）の1/2、3年間で助成総額100万円（同一年内、1回払い） ※申請後、助成対象と認定された場合、助成金を概算払いし、事業終了後精算する助成制度です。
助成期間	・ 助成申請から3年間または再生決議の議決まで
対象項目	・ 計画検討費用（マンション再生を推進するためのコンサルタント委託費用等） ・ 事務費（消耗品費、印刷費、通信費、会場費、講師料等） ・ 広報費
連絡先	・ 住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223



(10)再開発・共同建築等推進組織に対する助成（公益財団法人まちみらい千代田）

助 成 対 象	・ 再開発や共同建築を検討する組織等 ・ 活動又は調査研究の予算を有し、3か月以上継続して活動をしていること ・ 活動又は調査研究の定款や規約を定め、地権者等が2以上含まれていること
助 成 額	・ 助成対象経費の合計額の1/2、上限50万円（3年間を限度）
対 象 項 目	・ 組織の運営に関して必要な調査研究費、事務費（消耗品費、印刷費、通信費、会場費等）、街づくり事業費、広報費、その他
連 絡 先	・ 住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(11)マンション建替えに伴う都営住宅（仮住居）の提供（東京都）

対 象	・ 「マンションの再生の円滑化等に関する法律」（再生円滑化法）による建替えやマンション敷地売却事業を予定しているマンションの居住者で、都営住宅の入居要件（収入等）を満たすもの ・ 「利用意向調査票」を提出したもの
対 象 項 目	・ 仮住居として都営住宅を提供する
連 絡 先	・ 東京都住宅政策本部民間住宅部 マンション課マンション建替え支援担当 電話 03-5320-4941

(12)都心共同住宅供給事業（千代田区）

助 成 対 象	・ 区長の事業計画承認及び都知事の認定を受けているもの
助 成 額	・ 助成対象経費の3分の2以内
対 象 物 件	・ 住宅要件 (1)専用面積50㎡以上で2以上の居住室を有する（単身者は30㎡以上として住戸数の1/3以内） (2)各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えていること (3)家賃・分譲価格が中堅労働者を対象としていること (4)賃貸住宅の場合は、適正な管理が10年以上行われること (5)分譲住宅の場合は、住宅が住宅以外の用途に供されないための担保措置を講じること (6)賃貸・譲受人を公募・抽選等の公正な方法で選定すること (7)共同化建築物は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に定める日本住宅性能表示基準・等級以上であること 他 ・ 敷地要件 (1)計画的な街づくりを推進している区域 (2)敷地面積300㎡以上、地区面積500㎡以上 (3)敷地内に基準値以上の空地を確保すること (4)幅員6m以上の道路に4m以上接すること (5)地階を除く階数が3階以上で、かつ、耐火建築物であること (6)2以上の地権者による共同建替え（共同化タイプ）であること ※上記以外にも細かい認定基準が定められている。
対 象 項 目	・ 共同施設整備費（共用部、空地等整備費）
連 絡 先	・ 環境まちづくり部 住宅課 住環境整備係 電話 03-5211-4312

(13)建築物共同化住宅整備促進事業（千代田区）

助 成 対 象	・ 事業の要件を満たし区長の事業認可を受けているもの
助 成 額	・ 認定住宅1戸当り 300 万円（ただし単身向け住宅は1戸当り 150 万円）で算出された額を総補助金額とする
対 象 物 件	・ 地権者の異なる2敷地以上の共同化またはコーポラティブ方式による共同建替 ・ 敷地面積が概ね 150 ㎡以上 ・ 一定規模以上の空地率（建築基準法施行令第 136 条第 1 項に規定する数値）及び接道部緑化率 20%以上 ・ 認定住戸（住戸面積 55 ㎡以上、2 以上の居住室等を備えるもの）の戸数が従前戸数プラス 2 戸以上 （単身者向けは 37 ㎡以上で全戸数の 1 / 3 以下、ワンルームは不可） ※上記以外にも細かい認定基準が定められている。
対 象 項 目	・ 共同施設整備費（共用部、空地等整備費）
連 絡 先	・ 環境まちづくり部 住宅課 住環境整備係 電話 03-5211-4312

(14)優良建築物等整備事業（千代田区）

助 成 対 象	・ 事業の要件を満たし区長の事業認定を受けているもの
助 成 額	・ 予算範囲内で、1 戸あたり 150 万円
対 象 物 件	・ 従前マンションの耐震性能が新耐震基準に合致していない（耐震不足である）こと ・ 敷地面積：500 ㎡以上（隣接地を含むことができる） ・ 敷地内に一定規模以上の空地及び公開空地を有すること ・ 地階を除く階数が3階以上で、耐火建築物であること ・ 建替え後のマンションの延べ面積の3分の2以上を住宅の用に供すること ・ 各戸の床面積は 50 ㎡以上。ただし単身向け住戸は 25 ㎡以上とし、総住戸数の3分の1の戸数を上回らないこと ・ 寝室、居間等の居住室が2以上であること ・ 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えていること ・ 建築後、計画期間を 30 年以上に設定した長期修繕計画を作成すること ※上記以外にも細かい認定基準が定められている。
対 象 項 目	・ 共同施設整備費（共用部、空地等整備費）
連 絡 先	・ 環境まちづくり部 住宅課 住環境整備係 電話 03-5211-4312



(15)耐震性不足マンション等建替促進助成事業（千代田区）

助 成 対 象	・ 事業の要件を満たし区長の事業認定を受けているもの
助 成 額	・ 予算範囲内で、1戸あたり 150 万円
対 象 物 件	・ 従前マンションの耐震性能が新耐震基準に合致していない（耐震不足である）こと ・ 敷地面積：150 ㎡以上（隣接地を含むことができる） ・ 敷地内に一定規模以上の空地及び公開空地を有すること ・ 階数が3階以上で、かつ、住居戸数が5戸以上 ・ 建替え後のマンション等の居住用部分の延べ面積が2分の1以上 ・ 各戸の床面積は50 ㎡以上。ただし単身向け住戸は25 ㎡以上とし、総住戸数の3分の1の戸数を上回らないこと ・ 寝室、居間等の居住室が2以上であること ・ 台所、水洗便所、収納設備及び浴室を備えていること ※上記以外にも細かい認定基準が定められている。
対 象 項 目	・ 共同施設整備費（共用部、空地等整備費）
連 絡 先	・ 環境まちづくり部 住宅課 住環境整備係 電話 03-5211-4312

(16)マンションアドバイザー派遣（千代田区）

派 遣 対 象	・ 分譲マンションの管理組合、賃貸マンション所有者
派 遣 内 容	・ 耐震診断の必要性及び耐震改修工事が必要になった場合の工事全般に係る助言を行う専門家の派遣
対 象 項 目	・ 耐震診断の必要性の判断：（3回まで） ・ 耐震改修工事が必要になった場合の改修工事全般：（1回まで）
連 絡 先	・ 環境まちづくり部 建築指導課 構造審査係 電話 03-5211-4313

(17)マンション耐震診断助成（千代田区）

助 成 対 象	・ 分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者
助 成 額	・ 分譲マンション - 緊急輸送道路沿道 耐震診断費用の100%、限度額700万円 - 一般道路沿道 耐震診断費用の100%、限度額700万円 ・ 賃貸マンション - 緊急輸送道路沿道 耐震診断費用の80%、限度額560万円 - 一般道路沿道 耐震診断費用の75%、限度額450万円
対 象 物 件	・ 木造以外の建築物 ・ 共同住宅の用に供する部分が延べ床面積の1/2を超えるもの ・ 昭和56年5月31日以前に建築確認を得た建築物（旧耐震建築物） ・ 原則として建築基準法に適合していること
対 象 項 目	・ 設計図書等による耐震診断やコンクリートのコア抜き、配筋状態の調査等に要する費用の全部または一部
連 絡 先	・ 環境まちづくり部 建築指導課 構造審査係 電話 03-5211-4313

(18)マンション補強設計助成（千代田区）

助 成 対 象	・分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者
助 成 額	・分譲マンション - 緊急輸送道路沿道 補強設計費用の 100%、限度額 750 万円 - 一般道路沿道 補強設計費用の 100%、限度額 750 万円 ・賃貸マンション - 緊急輸送道路沿道 補強設計費用の 100%、限度額 750 万円 - 一般道路沿道 補強設計費用の 2 / 3、限度額 500 万円 ※いずれの場合も補強設計費用は、2,000 円/㎡を限度
対 象 物 件	・木造以外の建築物 ・共同住宅の用に供する部分が延べ床面積の 1 / 2 を超えるもの ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を得た建築物（旧耐震建築物） ・原則として建築基準法に適合していること
対 象 項 目	・耐震診断の結果、耐震改修工事が必要な場合に補強設計に係る費用の一部助成
連 絡 先	・環境まちづくり部 建築指導課 構造審査係 電話 03-5211-4313

(19)マンション耐震改修等助成（千代田区）

助 成 対 象	・分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者
助 成 額	(1) 緊急輸送道路沿道のマンション 助成額：耐震改修工事に要した費用× 2 / 3（床面積が 5,000 ㎡を超える部分は 1 / 3）限度額：2 億 5,099 万円 (2) 一般道路沿道のマンション 助成額：耐震改修工事に要した費用× 1 / 3、限度額：1 億 6,733 万円 ※いずれの場合も耐震改修工事に要した費用は、50,200 円/㎡が限度
対 象 物 件	・木造以外の建築物 ・共同住宅の用に供する部分が延べ床面積の 1 / 2 を超えるもの ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を得た建築物（旧耐震建築物） ・原則として建築基準法に適合していること
対 象 項 目	・耐震診断の結果、耐震改修工事が必要となった場合に耐震改修等に係る費用の一部を助成
連 絡 先	・環境まちづくり部 建築指導課 構造審査係 電話 03-5211-4313



(20)特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成（千代田区）

助 成 対 象	・分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者
対 象 物 件	・特定緊急輸送道路に接していること ・建物の高さが概ね特定緊急輸送道路の幅員の1/2を超えるもの ・昭和56年5月31日以前に建築確認を得た建築物（旧耐震建築物） ・原則として建築基準法に適合していること
対 象 項 目	・補強設計、耐震改修等に要した費用の一部を助成
助 成 率 等	・補強設計：10/10 ・耐震改修：9/10（床面積が5,000㎡を超える部分は17/30） ※いずれの場合も床面積に基づく限度額あり
連 絡 先	・環境まちづくり部 建築指導課 構造審査係 電話 03-5211-4313

(21)分譲マンションの耐震化促進モデル助成（千代田区）

助 成 対 象	・分譲マンションの管理組合【令和7年度から令和9年度まで】
助 成 額	助成額：耐震改修に要した費用×9/10（床面積が5,000㎡を超える部分は17/30） 限度額：2億5,099万円 ※耐震改修に要した費用は、50,200円/㎡を限度
対 象 物 件	・木造以外の建築物 ・共同住宅の用に供する部分が延べ床面積の1/2を超えるもの ・昭和56年5月31日以前に建築確認を得た建築物（旧耐震建築物） ・原則として建築基準法に適合していること ・これから耐震化を行おうとする分譲マンション管理組合の意思形成支援のための要件を満たすこと
対 象 項 目	・耐震診断の結果、耐震改修工事が必要となった場合に耐震改修に係る費用の一部を助成
連 絡 先	・環境まちづくり部 建築指導課 構造審査係 電話 03-5211-4313

(22) マンション防災計画等の策定支援【マンション防災アドバイザー派遣】**（公益財団法人まちみらい千代田）**

派 遣 対 象	・分譲マンションの管理組合、賃貸マンション所有者
内 容	・マンション防災計画及び震災マニュアル作成に関すること ・マンションの防災対策に関すること について、専門家を派遣しアドバイスを行う。
派 遣 料	無料
派 遣 回 数	・年度内6回まで（1回2時間以内）
連 絡 先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(23) エレベーター非常用備蓄キャビネット配付（公益財団法人まちみらい千代田）

助 成 対 象	・分譲マンションの管理組合
内 容	・エレベーター非常用備蓄キャビネットを無償で配付（飲料水、ラジオ付きライト、簡易トイレなどを収納） ・キャビネットの配付台数は1 マンションにつき2 台まで（令和8 年6 月から） ※エレベーターが1 基の場合＝配付台数1 台 ※エレベーターが2 基で過去に1 台を申請済みの場合＝1 台分の追加申請が可能 ※エレベーターが3 基以上の場合＝配付台数2 台
対 象 物 件	・管理規約が整備された団体で建築基準法その他の関連法令に適合していること ・全戸数の半数以上、又は10 戸以上が住宅として使用していること ・防災計画を策定していること、又は防災計画を策定していないが、申請時において、1 年以内に策定することが確約できること
連 絡 先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(24) マンションの災害用資器材等購入費助成（公益財団法人まちみらい千代田）

助 成 対 象	・分譲マンションの管理組合 ・賃貸マンションの所有者（個人・従業員 300 人未満の所有会社）
助 成 額	・分譲マンション（新規） 対象経費の2 / 3 限度額 20 万円（※） ・分譲マンション（更新） 対象経費の1 / 2 限度額 15 万円（※） ・賃貸マンション 対象経費の1 / 2 限度額 10 万円（※） （※）浸水対策を行う場合は、上記限度額に 20 万円を加算 （※）管理計画認定制度の認定を受けているマンションは、上記限度額に 10 万円を加算
対 象 物 件	・管理規約が整備された団体で建築基準法その他の関連法令に適合していること ・全戸数の半数以上、又は10 戸以上が住宅として使用していること ・防災計画等を策定していること、又は防災計画を策定していないが、申請時において1 年以内に策定することが確約できること
資 器 材 等 購 入 例	・水（保存できるもの）、食料（保存できるもの）、携帯トイレ、携帯ラジオ（情報収集用）、懐中電灯、発電機、ポリバケツ（タンク）、毛布（ブランケット）、使い捨てカイロ、安否確認シート、救助資器材（バール等）、止水板、水のうなど
連 絡 先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223



(25) マンションAED設置（公益財団法人まちみらい千代田）

助 成 対 象	・分譲マンションの管理組合
内 容	・AED(自動体外式除細動器)の設置
設置・保守 費 用	・無料
対 象 物 件	・管理規約が整備されている団体であること ・建築基準法その他の関連法令に適合していること ・半数以上、又は10戸以上が住宅として使用していること ・防災計画を策定していること、又は防災計画を策定していないが、申請時において1年以内に策定することが確約できること ・マンション居住者以外も使用できる場所にAEDが設置可能なこと
設 置 後 の 対 応	・「AEDの設置マンション」のポスター、ステッカー等による表示 ・マンション内で、AED設置場所、使用方法の周知 ・設置期間は3年とし、延長を希望する場合の再申請は不要
連 絡 先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(26) マンション安全・安心整備助成（公益財団法人まちみらい千代田）

助 成 対 象 者	・分譲マンションの管理組合（一部賃貸マンションの所有者等を含む）
対 象 要 件	・管理規約が整備され、総会・理事会等でマンション安全・安心整備について実施することを議決していて、費用についても予算措置をしていること ・防災計画等を策定している、又は防災計画を策定していないが、申請時において1年以内に策定することが確約できること ・建築基準法その他関係法令に適合していること ・全戸数の半数又は10戸以上を住宅として使用していること
助 成 額	・階段手すり設置等安全に資する改修工事：工事費用の1/3かつ上限100万円 ・エレベーターの地震時管制運転装置・戸開走行保護装置設置：設置費用の1/3かつ上限30万円 ・エレベーターの地震時管制運転装置、戸開走行保護装置を設置したうえで、停電時自動着床装置を含むエレベーターのリニューアル工事を行う際：設置費用の1/3かつ上限100万円 ・防犯機器の新規設置（マンション共用部分の防犯カメラ・記録装置・人感センサー付きライト等）：機器代及び設置費用の1/2かつ上限30万円 ※管理計画認定制度の認定を受けているマンションは「上記上限40万円」 ・防犯機器の更新・増設（マンション共用部分の防犯カメラ・記録装置・人感センサー付きライト等）：機器代及び設置費用の1/2かつ上限20万円 ※管理計画認定制度の認定を受けているマンションは「上記上限30万円」 ・共用部分改修工事：工事費用の2/10かつ上限1,000万円 (上記対象要件のほか、管理計画認定制度の認定を受けているマンションに限る) ・蓋つきごみ箱その他これに類するごみを一時的に保管する容器等の購入、廃棄物集積所の区画の修繕工事：購入、修繕工事費用の10/10かつ上限30万円
連 絡 先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(27) マンション管理組合顧問派遣（公益財団法人まちみらい千代田）

派遣対象	・千代田区内に建設された、概ね築 35 年を経過した分譲マンションの管理組合等 ・まちみらい千代田で相談後、マンションの建物及び管理組合の運営状況等について詳細なヒアリングを行い、顧問派遣を行うかを判断する
内 容	・派遣された管理組合の管理者、その他関係者に対し、マンション管理の適正化に向け指導、助言、その他必要な作業を行う ・派遣される顧問は、マンション管理の国家資格を有する、経験豊富な「マンション管理士」（まちみらい千代田の職員も同行する場合があります）
派遣料	・無料
派遣期間	・初めての派遣から 1 年間を限度とする
ヒアリングの内容	・建物躯体について ・管理組合の管理状況等について ・管理組合員について ※ヒアリングは職員とマンション管理士が行う
連絡先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(28) マンションのコミュニティ活性化事業助成（公益財団法人まちみらい千代田）

対象団体	・管理組合又はマンション内自治会であること
内 容	・マンションと地域のコミュニティ活性化のため、管理組合等でコミュニティ活動（イベント等）を行う際、その経費の一部を助成
対象事業	・自主的に企画し実施する事業であること ・マンションと地域のコミュニティ活性化を図る事業であること
助成限度額	対象経費の総額の 2 分の 1 で、下記の額が限度 ① 住戸数が 100 戸未満のマンションが実施する事業 4 万円（※） ② 住戸数が 100 戸以上のマンションが実施する事業 5 万円（※） ③ 住戸数が 200 戸以上のマンションが実施する事業 7 万円（※） （※）周辺地域の住民も参加できるイベントの場合は、上限額を 1 万円増額 （要件によっては対象とならない事業もあります）
連絡先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223



(29)マンションの総会等会場費助成（公益財団法人まちみらい千代田）

助 成 対 象	・千代田区内の分譲マンションで、管理規約が整備され建築基準法その他の関係法令に適合していること ・全戸数の半数以上、又は10戸以上が住宅として使用されていること
内 容	・マンションの適正な管理運営を支援するため、管理組合総会・理事会・専門委員会等（臨時を含む）で会場を借りた際にかかる会場費用及びウェブ会議ツール使用料を助成 ※助成は会場費用のみで、飲食やマイク等の付帯設備の使用料は含まない
助 成 限 度 額 及 び 回 数	<会場費用> ・マンション防災計画を策定しているマンション 1回の上限6千円（3回の上限1万8千円） ・マンション防災計画を策定していないマンション 1回の上限3千円（3回の上限9千円） <ウェブ費用> ・マンション防災計画を策定しているマンション 1回の上限9千円 ・マンション防災計画を策定していないマンション 1回の上限4千5百円
連 絡 先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223



(30)高齢者福祉住環境整備（千代田区）

助 成 対 象	・千代田区内に住所を有する 65 歳以上の方で、日常生活の動作等に困難があり、区が調査を行なった結果、介護予防・自立支援の観点から居住している区内住宅の改修等が必要と認められた方 ・自立支援設備改修等給付については、要支援・要介護認定を受けていること
助 成 額	・介護予防住宅改修等給付の給付額は同一住宅で給付限度額 20 万円の範囲 ・介護予防住宅改修等給付の利用者負担率は 10% ・自立支援設備改修等給付は同一住宅で各 1 回限りの利用で、給付限度額は改修内容に応じて決まる ・浴槽の取替え 379,000 円 ・流し・洗面台の取替え 156,000 円 ・便器の洋式化 106,000 円 ・階段昇降機の設置 1,000,000 円 ・ホームエレベーター設置 700,000 円 ・IHクッキングヒーター(据置型又はビルトイン型)の設置 200,000 円 ・卓上用 IHクッキングヒーターの購入(本体費用のみ) 20,000 円 ・自立支援設備改修等給付の利用者負担率は、介護保険料段階に応じて 10～60% ・利用者負担額は、(給付限度額・実所要額のうち低い額)×(利用者負担率) (+給付限度額を超えた場合はその差額+改修給付対象外工事費) ・生活保護受給の場合は、利用者負担額は免除
対 象 項 目	・介護予防住宅改修等給付(手すりの取付け、床段差の解消、滑り防止や移動の円滑化を目的とした床材の変更、引き戸等への扉の取替え、便器の洋式化等) ・自立支援設備改修等給付(浴槽の取替え、流し・洗面台の取替え、便器の洋式化、階段昇降機設置、ホームエレベーター設置、IHクッキングヒーター(据置型又はビルトイン型)の設置、卓上用 IHクッキングヒーターの購入(本体費用のみ))
連 絡 先	・保健福祉部 高齢介護課 介護事業指定係 電話 03-5211-4336

(31)ヒートアイランド対策助成（千代田区）

助 成 対 象	・分譲マンションの管理組合及び居住者、賃貸マンションの所有者及び居住者(所有者の承諾が必要)
助 成 額	・導入した対策による(上限額有)
対 象 項 目	・屋上緑化、壁面緑化、敷地内緑化、菜園、高反射率塗料・熱交換塗料(屋上・壁面)、日射調整フィルム、窓用コーティング材、遮熱性塗料・熱交換塗料(舗装面)、ドライ型ミスト発生装置、レインガーデン
備 考	・助成の対象・条件等の詳細については千代田区総合ホームページに記載
連 絡 先	・環境まちづくり部 環境政策課 電話 03-5211-4256

(32)省エネルギー改修等助成（千代田区）

助 成 対 象	・分譲マンションの管理組合及び居住者、賃貸マンションの所有者及び居住者（所有者の承諾が必要）
助 成 額	・省エネルギー機器の改修等にかかる対象経費の 20%（LED 照明は 50%、上限額有） ・窓断熱改修については、サイズ・性能に応じて定めた助成単価制 ・高効率ガス給湯器は 3 万円/台
対 象 項 目	・住宅（マンション専有部）：太陽光発電システム、蓄電システム、燃料電池システム、高効率ガス給湯器、窓断熱対策、LED照明（施工業者が行うもの） ・マンションの共用部：LED照明、空調、太陽光発電システム、蓄電システム
備 考	・助成の対象・条件等の詳細については千代田区総合ホームページに記載
連 絡 先	・環境まちづくり部 環境政策課 電話 03-5211-4256

(33)クリーンエネルギー自動車充電設備等導入費助成（千代田区）

助 成 対 象	・住宅：区内の新築又は既存の住宅の所有者又は居住者（所有者の承諾を得ている者） ・マンション共用部：区内の新築又は既存マンションの管理者又は管理組合等
助 成 額	・急速充電設備 最大 50 万円 ・普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンド 最大 30 万円 ・V2H 最大 50 万円
備 考	・助成の対象・条件等の詳細については千代田区総合ホームページに記載 ・その他の助成制度については千代田区総合ホームページを参照
連 絡 先	・環境まちづくり部 環境政策課 電話 03-5211-4256



(34) 充電設備普及促進事業（（公財）東京都環境公社）

助 成 対 象	・ 東京都内の集合住宅に設置する充電設備の所有者 （法人・個人・法人格のないマンション管理組合及びリース事業者）
内 容	・ 東京都内の集合住宅において、電気自動車等の充電設備を設置する方に対し、経費の一部を助成します。
助 成 額	・ 超急速充電設備 設備購入費：全額（機種に応じた上限あり）※ 【蓄電池付き充電設備の場合】上記金額＋335 万円 設備工事費：上限 1,600 万円※ ・ 急速充電設備 設備購入費：全額（機種に応じた上限あり）※ 【蓄電池付き充電設備の場合】上記金額＋335 万円 設備工事費：上限 309 万円※ 受変電設備設置・改修費（部材費及び労務費）：上限 435 万円※ ・ 普通充電設備、V2H等 設備購入費：半額（機種に応じた上限あり）※ 設備工事費：1 基目 上限 135 万円、2 基目以降 基数×上限 68 万円※ 機械式駐車場の場合 1 基目 上限 171 万円、2 基目以降 基数×上限 86 万円※ 遠隔制御用エネルギーマネジメント設備導入費：上限 30 万円※ 通信機能付き充電設備 設置工事費：＜超急速・急速充電設備＞10 万円/基 ＜上記以外の機種＞3 万円/基※ 【工事費において、補助上限額を超過した場合、導入費の上限額を本助成制度まで引き上げます。】※ 先行工事：上限 7 万円/区画【機械式駐車場へ設置する場合】：上限 30 万円/区画※ 機械式駐車場パレット更新経費：上限 140 万円/パレット※ ※助成額は消費税その他助成対象外経費を除いた金額です。 ※国の補助金を併用する場合は、国補助金を差し引いた額が上限額となります。
備 考	・ 詳しい内容についてはクール・ネット東京ホームページをご確認ください。
連 絡 先	・ 東京都地球温暖化防止活動促進センター クール・ネット東京 都市エネ促進チーム 電話 03-5990-5159

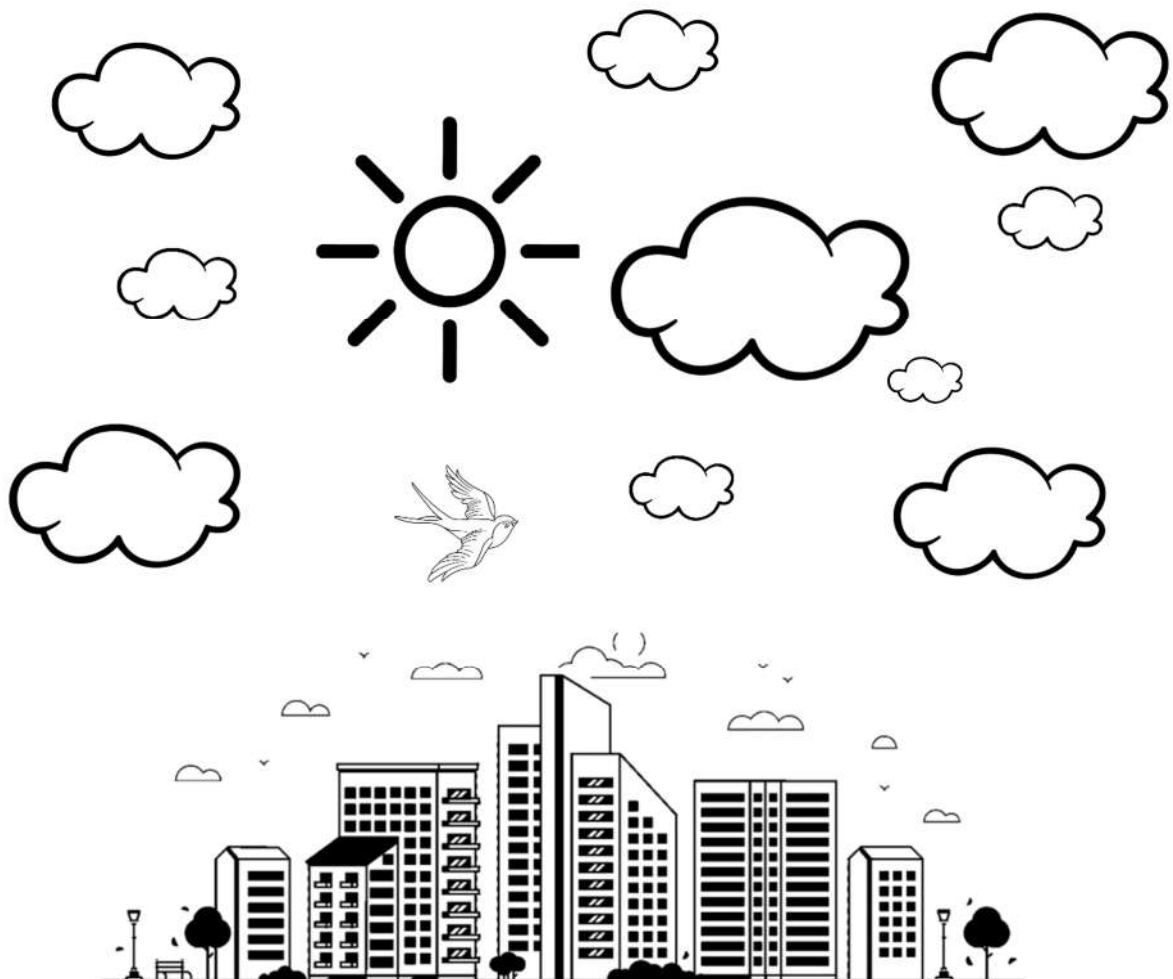


(35)アスベスト含有調査助成（千代田区）

助 成 対 象	・ 分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者
助 成 額	・ 調査費用を1棟につき25万円を限度に助成
申 請	・ 令和8年12月28日まで
備 考	・ 調査に要した費用を助成します。詳しくは下記連絡先までご連絡ください。
連 絡 先	・ 環境まちづくり部 建築指導課 安全対策担当 電話 03-5211-4315

(36)アスベスト除去工事等の助成（千代田区）

助 成 対 象	・ 分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者
助 成 額	・ 工事費用（消費税を除く）の2/3 ※ただし、1棟100万円を限度とし、1,000円未満は切り捨て。
対 象	・ マンションの共用部分（廊下・機械室・受水槽室・駐車場等）に使用されているアスベスト含有の吹付け材
申 請	・ 令和8年9月25日まで 注）工事は令和8年12月18日までに完了が必須
備 考	・ 除去工事業者の選定方法など、いくつか制約があります。詳しくは下記連絡先までご連絡ください。
連 絡 先	・ 環境まちづくり部 建築指導課 安全対策担当 電話 03-5211-4315



(37)-1 まちづくり融資～短期事業資金（独）住宅金融支援機構（建替え）

融 資 対 象 者	・個人、中小事業者である法人又は建替え事業を行う組合
対 象 物 件 ※その他詳細な要件あり	●次の全ての地域要件を満たしていただきます。 ※マンション建替え事業の場合は、地域要件はありません。 ①用途地域が住居系地域、商業系地域、準工業地域等であること ②防火地域又は準防火地域等であること ●次のいずれかに該当する事業要件を満たしていただきます。 ①マンション再生等事業 ②共同建替え事業（敷地を共同化して建替えを行う事業） ③賃貸建築物建替え事業 ④総合的設計協調建替え事業 ⑤地区計画等適合建替え事業 ●次の全ての建築物要件を新たに建設される建築物が融資対象になります。 ①住宅部分の延べ面積の割合が、建築物全体の延べ面積の1/2超（マンション再生等に係る建築物の場合は、建築物全体の延べ面積の1/4以上） ②耐火構造、準耐火構造（省令準耐火構造を含む。）又はまちづくり省令準耐火構造 ③法定容積率の1/2以上を利用（マンション建替えに係る建築物の場合は、法定容積率の1/3以上を利用） ④1戸あたりの住宅部分の床面積が30㎡以上280㎡以下 ⑤機構の定める技術要件に適合
融 資 額	・対象事業費の100%
融 資 対 象 事 業 費	・調査設計計画費、土地・借地権等の取得費、建築工事費、補償費、参加組合員負担金等
融 資 金 利	・年1.39%（令和8年7月1日現在） 金利は毎月見直し ・資金交付時の金利が適用され、翌年度4月に見直し
返 済 方 法	・保留床等の譲渡状況等に応じて、機構が指定する日に元金及び利息を返済
返 済 期 限	・建物の検査済証交付日の2年後の応当日以内の日で、個々の事業に応じて機構が設定した返済期日
融 資 の 形 態	・約束手形に基づく融資
担 保 ・ 保 証	・原則として、土地・建物に根抵当権、事業者が有する債権に対する質権、譲渡担保権等を機構のために第一順位で設定していただきます。 ・融資審査の結果、十分な保証能力のある保証人が必要となる場合があります。
技 術 基 準	・機構が定める技術要件を満たしていただきます。
火 災 保 険	・機構が必要と認める場合は、建物へ機構が定める要件を満たす火災保険を付けていただきます。
手 数 料	・一部繰上返済手数料及び返済条件変更手数料は必要ありません。
連 絡 先	・（独）住宅金融支援機構 カスタマーサービス部 まちづくり業務グループ 電話 03-5800-8104

(37)-2 まちづくり融資～高齢者向け返済特例（独）住宅金融支援機構（建替え）

保証の有無	保証ありコース	保証なしコース
融資対象者	・次の全てを満たす方 ①融資申込時に満60歳以上の方（連帯債務者となる方がいる場合は、その方も満60歳以上である必要があります。） ②ご自身が居住する住宅を建設又は、購入する方 ③日本国籍の方または永住許可などを受けている外国人の方 ④年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合が年収400万円未満で30%以下、年収400万円以上で35%以下の方	
対象物件 ※その他要件あり	・住宅金融支援機構の「まちづくり融資」の対象となる事業（マンション建替事業等）により供給される住宅	
融資限度額	・次の①又は②のうち、いずれか低い額 ① 3,000万円 ②一般財団法人高齢者住宅財団が設定する保証限度額	・次の①又は②のうち、いずれか低い額 ①5,000万円 ②機構による担保評価額（建物及び土地の評価額の合計額×60%）
融資対象	・建設または購入に当たり負担する額	
融資金利	・年2.16%（全期間固定金利） ※金利は年利で毎月見直し - 上記金利は、令和8年7月1日現在	・年3.96%（全期間固定金利） ※金利は年利で毎月見直し - 上記金利は、令和8年7月1日現在
返済方法	・毎月のご返済は利息のみ ・借入金の元本は、申込人全員が亡くなったときに、相続人の方からの手元金による支払い、融資住宅及び敷地の売却等の方法により一括返済 ※融資住宅及び敷地の売却等によりご返済いただいても融資金の全額が返済できない場合、残債務は相続人の方に返済していただきます。	・毎月の返済は利息のみ ・借入金の元本は、申込人全員が亡くなったときに、融資住宅及び敷地の売却等の方法により一括返済 ※融資住宅及び敷地の売却等によりご返済いただいた場合で、残債務のあるときは、残債務について相続人の方に請求しません。
融資の形態	・金銭消費貸借契約に基づく融資です。	
担保	・融資住宅及び土地に機構のために第一順位の抵当権を設定していただきます。 ※担保設定に要する費用（登録免許税、司法書士報酬等）はお客様負担です。	
保証	機構が承認している保証機関を利用。	保証は必要ありません。
技術基準	・建築物について、機構が定める技術要件を満たしていただきます。	
火災保険	・返済終了までの間、融資の対象となる建物に火災保険（損害保険会社の火災保険又は法律の規定による火災共済）を付けていただきます。建物の火災による損害を補償対象としていただきます。保険金額は、融資額以上とします。 ※融資額が損害保険会社の定める評価基準により算出した金額（評価額）を超える場合は、評価額とします。※火災保険料はお客さまのご負担となります。	
手数料	・一部繰上返済手数料及び返済条件変更手数料は必要ありません。	
連絡先	・（独）住宅金融支援機構 カスタマーサービス部 - まちづくり業務グループ 電話 03-5800-8104	

(38)マンション共用部分リフォーム融資（独）住宅金融支援機構（大規模修繕）

融 資 対 象 者	・分譲マンションの管理組合
利用可能な管理組合の条件	・次の項目が管理規約又は総会の決議で定められていること ①マンションの共用部分をリフォームすること ※耐震診断、長期修繕計画作成等のみを実施する場合も融資の対象となります。 ②住宅金融支援機構から資金を借入れること（借入金額、借入期間、借入予定利率等） ③今回の借入れの返済には修繕積立金を充当すること ④手持金に充当するために臨時徴収金を徴収する場合は、その旨と徴収額 ⑤修繕積立金を増額（又は返済金に充当するために一定の額を徴収）する場合は、その旨と増額後の額 ⑥管理組合の組合員、業務、役員、総会、理事会及び会計に関する定め ⑦管理組合が（公財）マンション管理センターに保証委託をすること ・決議を行う総会において、本パンフレット、「商品概要説明書」又は「マンション共用部分リフォーム融資のご案内【詳細版】」を議案書に添付して配布し、説明したこと。また、当該総会の議事録にその旨を記載すること。 ・管理費または組合費により充当すべき経費に修繕積立金を充当できることが管理規約で決められていないこと ・毎月の返済額（すでに他に借入れがある場合は、当該借入れにかかる返済額を含む）が毎月徴収する修繕積立金の額（返済額に充当するために返済期間中一定額を徴収する場合には、その徴収額を加えた額）の80%以内となること - 修繕積立金の滞納割合が10%超20%以内である管理組合がお借入れいただくためには、一定の条件を満たしたうえで、60%以内とする必要があります（詳細は下記連絡先までお問合せください） ・修繕積立金が、一年以上定期的に積み立てられており、管理費や組合費と区分して経理されていること - また、修繕積立金が適正に保管されており、滞納割合が原則として10%以内であること ・管理者（代表者）及び借入申込書に記載のその他理事等（会計担当理事等）が、改良工事を行うマンションの区分所有者（自然人）の中から選任されていること。 ・反社会的勢力と関係がないこと
融 資 対 象 工 事 費	・マンションの共用部分のリフォーム工事費用 ※専門家による調査設計、耐震診断、長期修繕計画作成等のみを実施する場合も融資の対象となります。
融 資 額	・融資対象工事費以内（10万円単位。最低額は100万円（10万円未満切捨て）） ※補助金等の交付がある場合は、上記の額又は融資対象工事費から補助金等を差し引いた額のいずれか低い額となります。

融 資 金 利	・耐震改修工事、浸水対策工事又は省エネルギー対策工事以外のリフォーム（返済10年以内）1.51% （令和8年7月1日現在） ・耐震改修工事、浸水対策工事又は省エネルギー対策工事を伴うリフォーム（返済10年以内）1.31% （令和8年7月1日現在） ・マンションすまい・る債を積立てている場合又はマンション管理計画認定を取得している場合はそれぞれ上記金利より年0.2%引き下げ ※申込時の金利が適用される固定金利（金利は毎月見直し）
返 済 期 間	・1～10年（年単位） 次の①～⑧までのいずれかの工事を行う場合は1～20年 また、次の①～③のいずれかの工事を行う場合で、マンション管理計画認定を取得している場合は1～35年。 ① 耐震改修工事、②浸水対策工事、③省エネルギー対策工事、④給排水管取替工事、⑤玄関又はサッシ取替工事、⑥エレベーター取替又は新設工事、⑦アスベスト対策工事、⑧機械式駐車場解体工事 ※返済期間が11年以上の場合、返済期間が10年以内の場合よりも金利が高くなります。
担 保 ・ 保 証	・（公財）マンション管理センター又は（一財）住宅改良開発公社が保証人となり、担保が不要。
手 数 料	・一部繰上返済手数料及び返済条件変更手数料はありません。
連 絡 先	・（独）住宅金融支援機構 カスタマーサービス部 まちづくり業務グループ 電話 03-5800-9366



千代田区の
**分譲マンション
総合相談窓口**

～あなたのマンションの心づよい味方～

相談無料

修繕積立金を
どうすれば
よいか…?

理事会の
円滑な運営
方法は…?

理事のなり手がなく
困っている…。

大規模修繕工事の
進め方は…?

防災活動
するには
どうするか…?

管理会社に
関する問題は…?

建物や設備が
古くなってきたけど
どうすればよいか…?

マンション管理士がアドバイスをします
（1回約30分、予約制）

**千代田区マンション
管理計画認定制度**

千代田区では、マンションの管理計画が一定の基準を満たす良好な管理状態のマンションを認定する「管理計画認定制度（国が法で定める制度）」を
令和5年4月1日から開始しました。

管理計画認定制度とは？

まちみらい千代田
**老朽化旧耐震マンション
再生支援**

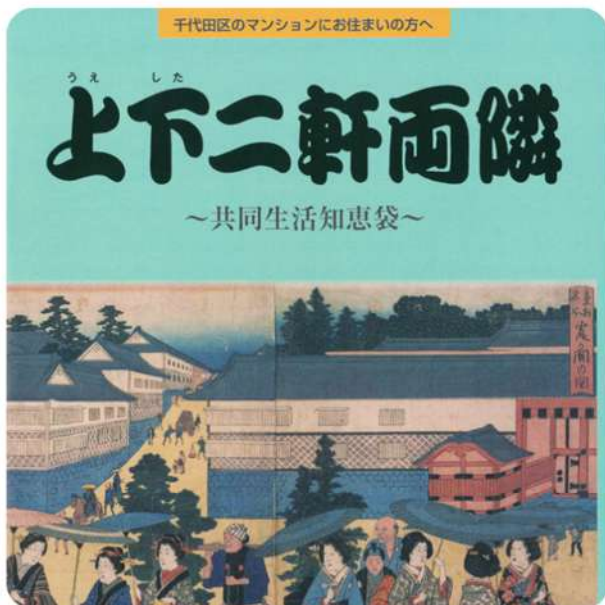
マンション再生とは

まちみらい千代田
**防災
総合
パンフレット**

防災MENU

- マンション防災計画等の策定支援……………①
（防災アドバイザー派遣）
- マンションの災害用資器材等購入費助成……………②
- エレベーター非常用電源キャビネット配付……………③
- AEDの設置……………④





衛生的な生活環境を確保しましょう！

**令和8年度
マンションにおける
衛生環境整備（ねずみ対策）事業**

継続

高層建築物の環境改善（集つきごみ箱等の購入・設置、ごみ集積所の修繕・改修）を行うことにより、区内に生息するねずみによるごみの散乱その他の被害を減少させるとともに、その繁殖を抑制し、衛生的な生活環境の確保を図るための助成制度です。

30万円
助成対象経費の
10分の10

詳細はチラシの裏面をご確認ください。

環境的防除～ねずみを住み着かせないために～

✓ **【餌を与えないこと】**
餌になるものは徹底的に撤去するか容器などに保管し、ねずみに触れさせないようにします。

✓ **【巣材を与えないこと】**
巣材になるものは保管せず、ねずみに持ち出されないようにしてください。

マンション管理計画認定制度 の認定を受けましょう

認定メリット

- 1 マンション管理の適正化**
管理計画認定制度を通じ、管理組合による管理の適正化に向けた自主的な取り組みが推進されることが期待されます。
- 2 マンション市場における適切な評価**
認定を受けたマンションが市場で高く評価されることが期待されます。
- 3 認定マンションに関する金融支援**
住宅金融支援機構の【フラット35】及びマンション共用分リフォーム融資の金利引下げが実施されます。
- 4 固定資産税額の減額**
認定を受けたマンションが一定の大規模修繕工事を実施した場合に固定資産税額が減額されます。

さらに！千代田区内の分譲マンションは！

管理組合が申請することで

- ・効率的なワンストップ申請（受付→認定）
- ・他区と比べて申請に係る費用が安価
- ・まちみらい千代田に常駐するマンション管理士が申請をサポート（窓口・オンライン相談）



< 発 行 >

公益財団法人 まちみらい千代田 住宅まちづくりグループ

〒101-0054 千代田区神田錦町 3-21 ちよだプラットフォームスクウェア 4 階

TEL 03-3233-3223 Mail kyojyu@mm-chiyoda.or.jp